

# 平成 30 年度予算編成方針

益田市長 山本浩章

## はじめに

国においては、平成 30 年度予算の概算要求に当たって、『「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 29 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。』こととしている。一方、総務省の概算要求においては、『「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。』こととしているが、概算要求の地方交付税の出口ベースでは、対前年度 2.5%マイナスとされているところである。

本市の平成 30 年度の予算編成に当たっては、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が明らかになっていない状況であるが、その動向に十分注視し、国・県の取組と基調を合わせ、予算編成を行う必要がある。

## 1 本市の置かれている状況

本市の平成 28 年度の一般会計決算では、実質収支で約 3 億 7 千万円の黒字は確保できたものの、普通会計決算で算定される経常収支比率は 96.7%と前年度から 3.1 ポイント上昇し、財政構造は硬直化した状況が続いている。また、健全化判断比率については、すべての指標において早期健全化基準をクリアし、将来負担比率については改善しているものの、全国平均と比較して高い状況にあり、引き続き健全化判断比率の適正化を図る必要がある。

このような状況にあって、本市の持続的発展を実現するため、「第 5 次益田市総合振興計画後期計画」の方向性を基本とし、「まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」の各施策の重要度・優先度を精査した取組を全庁挙げて強力に進める必要がある。

また、今後も扶助費の増大や普通交付税の合併算定替特例の縮減など、年々厳しさを増す財政状況が見込まれる中であっても、総合戦略や喫緊の課題に対しては重点的に取り組まなければならない。

しかしながら、従来の事業を全てそのままの形で継続し、新たな事業を上乗せすることは持続可能な行財政運営を図る観点からも困難であるといわざるを得ず、将来に向け持続可能な行財政運営を進める上では、歳入・歳出全般にわたり既存の概念を捨て、大胆な見直しを進める意識改革が必要であり、「益田市行財政改革指針」に基づきさらに徹底した行財政改革を推進することにより、市民の負託に応える施策展開を支える財源を確保していく必要がある。

このような厳しい財政状況を全職員が深く認識し、以下に述べる基本の方針を念頭におき、施策の選択と集中が求められている。

## 2 予算編成の基本の方針

平成 30 年度予算は、総合戦略やひとつづくり協働構想に基づく重点施策のほか、先送りのできない喫緊の課題など、市民のため真に必要な事業を取捨選択し、優先的・重点的に配分するため、「発想の転換と意識改革」による大胆な見直しを行うことにより、健全な財政運営に向けた予算編成を行う。

### (1) 重点施策の推進と喫緊課題への対応

本市の永続的発展の実現に向けて、持続的な取り組みを全庁挙げて強力に進め、その効果を着実に発揮させるため、今後厳しさを増す財政状況が見込まれる中であっても、総合戦略やひとつづくり協働構想に基づき実施した事業査定に伴う重点施策や、喫緊の課題への対応については、財源配分を見直し優先的・重点的に予算を配分する。

### (2) 行財政改革の着実な推進

#### ① 行政内部経費の徹底した削減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的かつ効果的な行政運営に取り組むため、家庭や民間企業における経費節減に向けた取組みに倣い、前例踏襲によることなく、一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図る。

## ② 市民目線に立った事業のスクラップの徹底

厳しい財政状況において、限られた財源のもと市民サービスの維持・向上を図るためには、事業の選択と集中の一層の推進が必要であることから、各部課において市民との情報の共有と対話により事業の優先順位を定め、事業の実施時期の見直し、廃止又は縮小を行い、スクラップを徹底して実施する。

## ③ 各部課等での事務見直し

各部課長等がリーダーシップを発揮し、幅広い視点で政策分野の戦略を考え、新たな課題に積極的に対応するため、各部課職員のコスト意識、政策形成能力の向上を図るとともに、市民に最も近い担当部課等による事務見直しの推進を図る。

## (3) 義務的経費の見直し

扶助費・繰出金等の義務的経費についても、各担当事務事業を洗い直し、真に必要な事業に選択・集中することにより縮減を図る。

また、決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況に鑑み、徹底した精査を行う。

## (4) 市債発行の抑制

市債の発行については、重点施策へ集中して配分することから、主体的経費充当の市債については、国県補助事業について事業規模を精査する中で将来への負担となることを念頭に、真に必要な事業を取捨選択し抑制に努める。

## (5) 国県補助金等の適切な対応

国県補助金等においては、今後の国や県等の動向について情報収集に努め、的確に把握した上で、適切な対応を図る。

また、国や県等からの補助金等の廃止及び減額になるものについては、単に減額分を市負担とすることなく、事業の再構築を図る。

## (6) その他の歳入の確保

歳入の根幹をなす市税について、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、財源確保の面はもちろんのこと、税の公平性の観点から、収納率の向上に努める。

また、負担金、使用料・手数料などのすべての徴収金においても収納率のさらなる向上に努める。

さらに、新たな財源の創出のため、公有財産の積極的な売却や貸付による有効活用や、ふるさとづくり寄付金受納に向けた一層の推進などあらゆる創意工夫を行う。

#### (7) 予算編成過程の公表

市民への説明責任、財政運営の透明性の観点から、ホームページ等で予算編成過程を公表する。

また、市民にわかりやすい財政状況の広報に努める。

※ 概算要求基準の区分は《別表1》、概算要求基準額は《別表2》、今後の予算編成スケジュールについては《別表3》のとおりとする。

◆ 概算要求基準の区分

区 分		経費の内容
概算要求基準対象経費	主体的経費	<p>各部等に配分する一般財源と自らが積算する特定財源により主体的に行う経費</p> <p>※概算要求基準対象外経費（義務的経費、政策的経費、災害復旧費）以外の経費</p>
概算要求基準対象外経費	義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費</p> <p>① 特別職及び一般職に係る人件費</p> <p>② 国庫負担等を伴う扶助費</p> <p>③ 特別会計への繰出金</p> <p>④ 広域組合への負担金</p> <p>⑤ 公債費（公債費に準ずるものを含む。）</p> <p>⑥ 債務負担行為に係る経費 など</p> <p>※ ①～⑥の対象とする経費は別途に指示</p>
	政策的経費	<p>重点施策、喫緊課題等に対応する経費</p> <p>① 重点施策への取組み（総合戦略、ひとづくり協働構想、喫緊施策）に係る経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>

《別表2》

平成30年度概算要求基準額

(単位：千円)

部 署	一般財源概算要求基準額	備 考
政策企画局	384,580	
総務部	201,400	
福祉環境部	739,110	
産業経済部	184,700	
建設部	280,600	
消防本部	17,400	
教育委員会	698,800	
総 計	2,506,590	

※ 議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会については、所要額による要求とする。

平成30年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10月 下旬	○ 予算編成方針の決定
11月 2日（木）	○ 予算編成方針の庁内説明会 予算編成方針について、部課等へ説明
11月30日（木）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
12月 4日（月）	○ 財政課ヒアリング（～12月20日） 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12月 下旬 ～	◇ 財政課長査定 主に義務的経費、一般施策経費、投資的経費の精査
1月 月上旬 ～	◇ 総務部長査定 財政課長査定結果を踏まえ、総務部長査定を実施
1月 月上旬	■ 当初予算要求の概要について公表 各課等からの要求額の状況について公表（ホームページ）
1月 月中旬 ～	◇ 副市長査定 総務部長査定結果を踏まえ、副市長査定を実施
1月 月下旬 ～	◇ 市長査定（当初予算案決定） 副市長査定結果を踏まえ、市長査定を実施
2月 下旬	■ 当初予算案の概要及び査定状況について公表 当初予算案の概要及び査定状況等について公表（ホームページ）
3月 初旬	○ 平成30年度当初予算（案）を議会上程